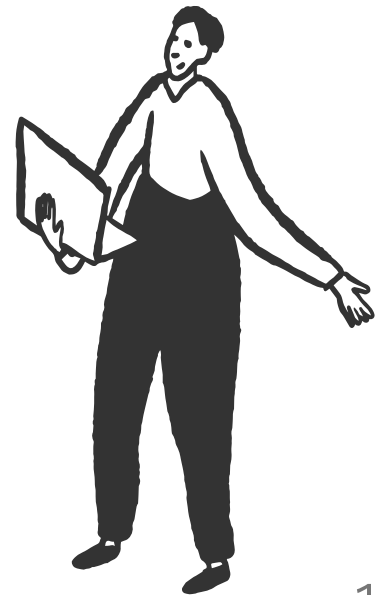


令和 8 年度

認知症対応型共同生活介護事業者集団指導

資料 2

運営指導と監査



墨田区福祉部
地域福祉課指導監査担当



指導の目的

介護サービスの質の確保・向上
保険給付の適正化



運営指導



監査



運営指導のながれ

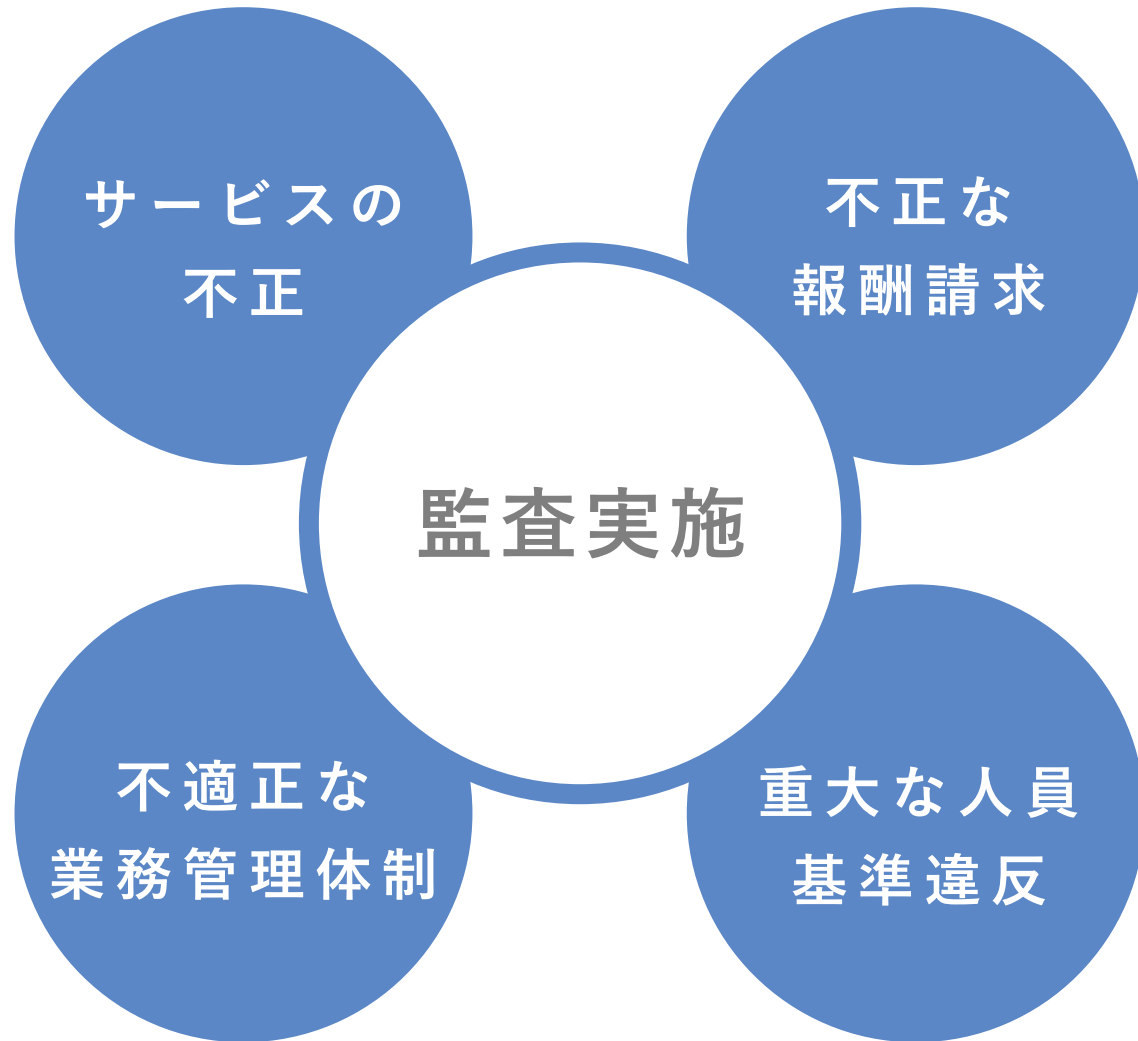
動画「運営指導のご案内」



実 施	原則、3年に1回以上
実施通知	運営指導の30日前までに実施通知を郵送
事前提出	期日までに事前提出書類を御提出ください
当 日	書類等の確認、職員へのヒアリング、講評
結果通知	運営指導から1～2週間後に交付
改善報告	結果通知日から30日以内に改善報告書を御提出ください



監査の実施



監査後の措置

監査の結果、重大な基準違反等が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取消しの対象となる場合があります





Q 認知症対応型共同生活介護に対する運営指導の実施頻度はどのくらい？

A 区では原則として事業所の指定有効期間内（6年間）に1回以上、施設・居住系サービスについては3年に1回以上の頻度で運営指導を実施することとしています。
認知症対応型共同生活介護事業所に対しては、原則として3年に1度、計画的に運営指導を実施していますが、区が必要と判断した場合は、より頻度を上げて実施することがあります。

【令和7年度 主な文書指摘事項】

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること。
- ・介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（各年2回以上）に実施すること。

